

\*ともに築こう!まちづくりのためのパートナーシップ\*

# 市民協働交流サロン

## 利用の手引き

平成31年4月1日

青森市市民部市民協働推進課

## 市民協働交流サロンについて

市民協働交流サロンは、様々な市民活動団体の方や市民の皆さんがあつめ、お互いのネットワークを作ることで、団体同士の連携の強化すること、また、市民の皆さんと市がお互いに持ち寄った地域の課題の解決方法や街づくりに関する提案について、共に考え、学び、実践することで、市民の皆さんと市が、共に成長しながらパートナーシップを育んでいくことを目的とした市民協働推進事業です。



### ▶ 開設時間・場所

開設時間：平日9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休みとします。）

※必要であると認められる場合は、上記の時間以外にも開設しますので、事前にご相談ください。

場所：青森市役所駅前庁舎4階 市民協働推進課向かい

### ▶ 利用できる方

- ① 市内で活動する市民活動団体（NPO法人、ボランティア団体など）
- ② まちづくりに興味のある個人

### ▶ 利用するには

- 初回は利用登録が必要です。

市民協働交流サロン登録申請書（様式第1）を提出してください。

NPO法人、町（内）会以外の団体は、併せて、規約または会則及び構成員名簿の提出が必要です。

- 利用登録が済んだら…

電話などで予約状況を確認して、仮予約してください。

仮予約した後、市民協働交流サロン利用内容申込書（様式第2）を提出して、各設備を利用してください。利用申込書はFAXで提出しても構いません。

### 【予約・申請書提出先】

青森市市民部市民協働推進課 市民協働推進チーム

電話 017-734-5231

FAX 017-734-5232

▶ 利用できる設備

1 ミーティングスペース

【何ができるの？】

団体の打合せや、資料作りのために利用することができます。

【利用するには？】

市民協働交流サロン利用申込書（様式第2）を提出してください。

利用時間は、最大3時間までとします。

2 情報掲示コーナー

【何ができるの？】

掲示板にチラシを掲示するなどして、イベント情報を発信することができます。

【利用するには？】

市民協働交流サロンの掲示板にチラシなどを自由に貼ってください。

ただし、市民協働や市民活動に関する内容ではないと判断したときは、職員が処分する場合があります。

3 資料コーナー

【何ができるの？】

市民活動や協働に関する資料を閲覧することができます。

【利用するには？】

市民協働交流サロンの資料コーナーで自由に資料を閲覧してください。

4 情報連絡ボックス

【何ができるの？】

団体内の連絡や、団体間の相互の連絡、活動のPRなどに利用することができます。

【利用するには？】

情報連絡ボックス利用申込書（様式第3）を提出してください。利用できる区画を決定した後、お知らせします。

利用期間はお知らせした日から、その年度末（3月31日）までとします。

▶ ミーティングルームでの打合せに市民協働推進課職員や担当課の職員、他の団体に参加してほしい時は…

**市民協働推進課職員は**

開設時間中は、いつでも参加できますので、市民協働交流サロン利用申込書（様式第2）の「市の参加希望」欄の「市民協働推進課職員」の項目の「参加してほしい」に丸をつけて、その他必要事項を記入して提出してください。

### **担当課職員は**

参加できる時間を調整する必要がありますので、まず予約時にご相談ください。

日程の調整は市民協働推進課職員が行います。日程が決まつたら、市民協働交流サロン利用申込書（様式2）の「市の参加希望」欄の「（ ）課職員」のところに参加してほしい課の名称を記入して、「参加してほしい」に丸をつけて、その他必要事項を記入して提出してください。

※原則、担当課の参加は、平日の9：00～17：00に限ります。

### **他の団体に参加してもらう場合は**

まず、参加してもらえるかどうかを確認する必要があります。また、参加できる場合でも時間を調整する必要がありますので、まず、市民協働推進課職員にご相談ください。

相手方への連絡や時間調整は市民協働推進課職員が行います。

連絡調整には時間がかかる場合も考えられますので、日程に余裕をもってご相談ください。

※お互いの団体で交流があり、合同でミーティングを行う場合は、通常のミーティングルームの利用手続きを行ってください。この場合、一つの団体が代表して利用手続きを行ってください。



- ▶ サロンでの主な取組みは、広報あおもりやホームページでお知らせします。

\*利用にあたっての注意事項\*

- 団体名称や利用目的を偽るなど不正な申込みを禁止します。
- 市民協働交流サロンでは次のような活動はできません。
  - 1 営利を目的とした活動や特定の者の利益に関するもの
  - 2 宗教活動に関するもの
  - 3 政治活動・選挙活動に関するもの
- 建物・設備・備品を大切に扱いましょう。
- ゴミは各自お持ち帰りください。
- サロン内は禁煙です。
- 他の利用者、その他来庁者の迷惑になる行為は慎んでください。

ルールを守って  
みんなで気持ち良く  
利用しましょう！

